

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 3 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児の両立にかかる支援をするため、部分休業を拡充するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「および第 2 項」を「から第 3 項までおよび第 5 項」に改める。

第 8 条中「および勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く。」の次に「次条および第 10 条において同じ。」を加える。

第 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）」に改め、「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条および次条において同じ。)」および「の始めまたは終わり」を削り、同条第 2 項および

第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務にかかる日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第11条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条第1項および第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第12条の見出し中「または」を「、」に改め、同条に次の3項を加える。

3 任命権者は、第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）にかかる申出職員の意向を確認するための措置

(3) 第1項の規定による申出にかかる子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項にかかる申出職員の意向を確認するための措置

4 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等にかかる対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項にかかる対象職員の意向を確認するための措置

5 任命権者は、第3項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の青梅市職員の育児休業等に関する条例第 9 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。